

《建設共済保険》 『安心を、未来の希望に。』

～保険金区分7,000万円、6,000万円新設・契約者割戻金制度により掛金負担が軽減～

公益財団法人 建設業福祉共済団（理事長 茂木 繁）では、令和8年4月1日より保険金区分「7,000万円」、「6,000万円」を新設することといたしました。

建設共済保険で過去10年間にお支払いした保険金について調査したところ、近年の建設労働者の賃金の上昇や民法改正に伴う逸失利益の高額化などの影響を受け、災害発生時に企業が被災者に負担しなければならない金額が年々増加する傾向にあります。

さらに、令和に入ってからでは現行の建設共済保険の最高補償額である5,000万円の保険金区分では企業の負担金額が足りない事例が頻発している状況を踏まえ、保険金区分を引き上げることといたしました。

保険事業の決算で生じた剰余金を3年平均にして保険契約者にお支払いする「契約者割戻金制度」（令和6年度契約者割戻率28.52%）により掛金の実質負担の軽減が図られることから、既にご加入いただいている皆様は割戻金とセットにした保険金区分の増額を、また、まだ加入されていない皆様はこの機会に是非「建設共済保険」への加入をご検討ください。

「建設共済保険 年間完成工事高契約」の《ポイント》

- ▶主契約である「年間完成工事高契約」は、保険契約者が施工する全工事現場（元請の甲型共同企業体工事現場と海外工事現場を除く）で働く労働者が、業務上または通勤途上の災害により死亡あるいは障害等級第1級から第7級、傷病等級第1級から第3級に該当した場合に、国の労災保険に上乗せして保険金を支払う制度です。
- ▶建設共済保険では、被災労働者等への基本的な補償は国の労災保険で相当程度カバーされていることを考慮し、軽度の障害を広く補償対象とすることで掛金の負担増を招くことを避け、特に死亡や障害7級までの重度障害の上乗せ補償に重点を置いて、安い掛金で高額な補償が得られるようにしています。
- ▶保険金は被災労働者等に対する追加的補償を行う「被災者補償保険金」と企業の諸費用を補償する当共済団独自の「諸費用補償保険金」で構成され、申請後速やかに保険契約者に支払われます。
- ▶令和4年4月より「契約者割戻金制度」を導入し、令和7年9月下旬に第3回の契約者割戻金（令和6年度分）が支払われており、令和7年度、8年度も支払われることは確実に掛金の実質負担が軽減されます。
- ▶当共済団では被災労働者のお子さんに対する「育英奨学事業（返済不要）」に加え、労働災害の防止を目的とした安全衛生用品の頒布や建設現場で働く女性労働者のための専用トイレ・専用更衣室（ロッカー付き）導入費用の助成等を内容とする「労働安全衛生推進事業」も実施しています。



安心を、未来への希望に。

新設 保険金区分 最高 7,000万円 に増額 (従来5,000万円)

契約者割戻金制度により掛金負担が軽減

経営事項審査において15点の加点になります

法定外労災補償制度 諸費用補償 (企業防衛) さらに新しくなった! 建設共済保険制度の10のポイント!

建設共済保険

詳しくはホームページをご覧ください

0120-913-931 FAX:03-3591-8474

https://www.kyousaidan.or.jp/

詳しい情報、掛金試算などは下記連絡先にお問い合わせください。

TEL: 0120-913-931 FAX: 03-3591-8474

<https://www.kyousaidan.or.jp/>

建設共済保険

検索



←詳細はHPをご覧ください!